

ほけっとランド南千住瑞光保育園 重要事項説明書

1. 設置者および保育所概要

【設置者】 学校法人三幸学園
【所在地】 東京都文京区本郷三丁目23番16
【代表者】 理事長 鳥居 敏

【保育所名称】 ほけっとランド南千住瑞光保育園
【所在地】 東京都荒川区南千住7-30-1
【施設長】 寺崎 真喜子

【開設年月日】 平成26年4月1日
【開園時間】 月曜～土曜 7時15分～18時15分
(延長時間18時16分～19時15分)
【休園日】 日曜・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

2. 設備概要

| 建物構造 | 鉄骨造 地上3階建 | |
|----------|-----------|--------------|
| 乳児室 | 1歳児 1室 | 78.47㎡ |
| 保育室 | 2歳児 1室 | 47.53㎡ |
| 保育室 | 3歳児 1室 | 1室 129.71㎡ |
| 保育室 | 4歳児 1室 | |
| 保育室 | 5歳児 1室 | 58.56㎡ |
| 調理室 | 1室 | 24.93㎡ |
| 事務室兼医務室 | 1室 | 16.01㎡ |
| 便所(子ども用) | 4室 | 41.96㎡(合計面積) |
| 沐浴室 | 2室 | 13.47㎡(合計面積) |
| 保育士室 | 2室 | 17.91㎡ |
| 廊下・その他 | | 243.36㎡ |
| 合計 | | 669.08㎡ |

3. 屋外遊戯場

名称：天王公園
住所：東京都荒川区南千住6丁目67番21号
設備：トイレ・水飲み・手足洗い場・砂場・遊具

4. 運営目的

児童憲章、児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて望ましい環境の中で乳児及び幼児の養護と教育を行い、心身の発達を助長することを目的とします。

5. 運営方針

【保育理念】 個を受容し、共感するなかで主体性を育む

【保育方針】 ほけっとランドの保育は、子どもの生きる力の土台がつけられる保育

- ・個性、発達、能力、思い(ありのままの子どもの姿)に寄り添う
- ・成長過程にあった環境や体験、経験ができる環境をつくる

【保育目標(目指す子ども像)】

- ・自分の意思(思い)を伝えられる子(主体的)
- ・自分で判断し行動できる子(問題解決能力)
- ・自分を信じていることができる子(自己肯定感)
- ・他者の気持ちを感じ取れる子(やさしさ、思いやり)

6. 保育内容

園児の年齢、発達に応じて決定し、指導計画を立てます。

個々の子どもの環境、発達過程に配慮しそれぞれにふさわしい生活の場を豊かに作り上げる保育を行います。また、子ども自身が自分で発想し、日常生活（保育）の中で自然に自立(自律)性を学べるように、環境の設定を行います。

7. 児童定員・職員配置

| | 定員 | 職員 |
|----------|------|-----------|
| 施設長 | | 1名 |
| 主任 | | 1名 |
| 1歳児 | 23名 | 5名 |
| 2歳児 | 24名 | 4～5名 |
| 3歳児 | 24名 | 2～3名 |
| 4歳児 | 25名 | 1～2名 |
| 5歳児 | 25名 | 1～2名 |
| 栄養士（調理員） | | 3～4名 |
| 事務員 | | 1名 |
| 保育従事職員 | | * |
| 合計 | 121名 | *22名以上（注） |

*児童福祉法施設最低基準に準ずる

（注） 小数点第一位は四捨五入にて計算

8. 職種及び職務の内容

・施設長（園長）

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

・主任保育士

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括します。

・保育士

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画・課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。

・栄養士（調理員）

栄養士（調理員）は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。

・事務員

事務員は、当園の事務及び雑務を行います。

・嘱託医

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行います。

9. 保育料及びその他費用

- ・保育料は市区町村の定めた額とします。
- ・カードキー（紛失時再発行代）¥2,200（税込）
- ・（希望者のみ）おむつ等サブスク(にここ登園)
- ・（3歳以上児希望者のみ）はさみ、のり、くれよん等お道具箱(費用は学年別による)

10. 給食

- ・園内にて、月齢・発達に応じた手作りの食事・おやつを提供します。
- ・献立表を作成し毎月末に翌月分をお知らせにて配信いたします。
- ・アレルギーをお持ちの場合は除去食などの対応を致します。入園時にご相談ください。

1 1. 健康診断

- ・年2回園内にて健康診断を実施します。
- ・毎月身体測定を行います。

1 2. 保険加入

| | |
|--------------|--|
| 保険の種類 | 賠償責任保険・生産物賠償責任保険・傷害保険 |
| 保険事故 (内容) | 身体 1事故につき10億 (賠償責任保険・生産物賠償責任保険) 財物 1事故につき10億 (賠償責任保険・生産物賠償責任保険) 傷害保険 死亡200万円 入院2,000円/日 通院1,000円/日 |
| 保険金額 | 上記参照 |
| 給付対象 | 保育所に所属する園児全員 |

1 3. 保育内容に関する苦情・相談

| | | |
|------------|--------------------------|-------------------|
| 相談・苦情解決担当者 | 施設長 寺崎 真喜子 | TEL 03-5615-1257 |
| 相談・苦情解決責任者 | チャイルドケア事業部 茂呂 章人 | TEL 03-5840-8616 |
| 苦情解決第三者委員 | 学校法人三幸学園 監事 奈須 喜代志 | TEL 080-4108-0341 |
| 受付方法 | 面接・文章・電話などで相談・苦情を受け付けます。 | |

1 4. 緊急時の対応

- ①保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医または主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ②保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、予めご了承願います。

| | | |
|--------------|------------------|--|
| 囑託医 (小児科) | 磯 医院 担当医 磯 武史 | 所在地：〒116-0003 東京都荒川区南千住1-56-10 TEL：03-3807-8171 (代) |
| | 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・入園時および年2回の健康診断の実施 ・必要に応じ臨時の健康診断 ・健康診断の結果に基づく疾病の予防・治療等に関し適切な措置と指導 ・園児に対する健康相談業務 ・保育中の病気および怪我等の救急措置 ・園における伝染病および食中毒の予防措置 |

| | | |
|-------------|------------------------------|--|
| 囑託医 (歯科) | レオーネキッズデンタルクリニック 院長 荻原 栄和 | 所在地：東京都荒川区南千住1-2-2 TEL：03-3801-0648 |
| | 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の歯科検診の実施 ・歯科検診の結果に基づく疾病の予防・治療等に関し適切な措置と指導 ・園児に対するブラッシング指導の実施、健康相談業務 ・保育中の怪我等の救急措置 |

1 5. 非常災害時の対策

| | |
|--------|---|
| 避難訓練など | 地震、火災等を想定し毎月1回実施しています。 引き渡し訓練を毎年1回実施しています。 |
| 避難場所 | 避難場所：荒川区第三瑞光小学校 荒川区南千住7-9-1 広域避難先：都立汐入公園一帯 |

☆当保育所では非常災害時の計画を作成しています。

◎災害時における関係機関の連絡先

| 連絡先 | 電話番号 | F A X 番号 | 備考 |
|---------------|--------------|--------------|----|
| 荒川区災害対策本部 | 03-3802-3111 | | |
| 荒川消防署（119番） | 03-3806-0119 | | |
| 荒川警察署（110番） | 03-3801-0110 | | |
| 荒川区役所保育課 | 03-3802-3997 | | |
| 東京都保育支援課 | 03-5320-4212 | 03-5388-1406 | |
| 東京リーバーサイド病院 | 03-5850-0311 | | |
| 東京女子医大東医療センター | 03-3810-1111 | | |

☆当保育所では緊急時対応マニュアルを定めています。

○保護者との連絡方法 緊急連絡先に連絡します。

- ・NTT災害用伝言ダイヤル（171）
- ・コドモン「お知らせ」にて配信

16. 虐待防止のための措置

①当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- （2）職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- （3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

②当園は、保育中に、当園の職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

☆当保育所は虐待の防止のためのマニュアルを作成しています。

17. カスタマーハラスメントへの対応に関する方針について

当園は、厚生労働省によるカスタマーハラスメント対策企業マニュアルに基づき、園児、保護者への安心安全な保育環境の提供と、職員の健康と安全に配慮することを目的として、カスタマーハラスメントを定義し、方針をホームページに掲載しています。

18. 安全計画の策定について

※別紙参照